

就労継続支援A型事業所全国協議会御要望に対する御回答（厚生労働省）

1. 最低賃金上昇について

2029年までに最低賃金平均を1500円に引き上げることが、現政権でも発表されました。

しかしながら、A型の利用者の中には、生産性の低い重度障害者も多くおります。この最低賃金の引き上げは、かなりのA型事業所の経営を逼迫されるものです。

生産性が低い利用者（重度障害者）の賃金に対し、補助できる対策を早急にご検討ください。

また、重度障害者だけではなく、利用者の賃金の支払いに困難をきたす事業所が増加すると思われまます。助成金の趣旨が合う報奨金（調整金）を利用者の賃金に充てられるようご検討ください。

（答）

- 就労継続支援A型は、障害者が自立した生活を営めるよう、雇用による就労機会を提供し、能力向上のために必要な訓練等を行うものであり、通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者を対象としております。
- 最低賃金が引き上げられる中、就労継続支援A型の支援を安定的に提供できるよう、令和6年度補正予算では、
 - ・ 就労継続支援A型等の経営改善に向けたノウハウの習得や、
 - ・ ICT機器等の導入による作業の効率化、を行う事業等を盛り込んだところです。
- なお、障害者雇用調整金・報償金については、生産活動により生じた収入とは言いがたく、生産活動収支で計上しないことが通例となっています。
- 重度障害者を含め、障害者が本人の希望や能力に沿った就労を実現することができるよう、引き続き適切な支援に努めてまいります。

（障害保健福祉部障害福祉課）

2. A型の廃業や廃止、B型への転向に伴うA型利用者の解雇について

ご存じのように報酬改定により、全国各地でA型の廃業や廃止、B型への転向で、報道されているだけでも何百人の障害者がA型での職を失っていて、今後、益々解雇者の増加が予想されます。利用者の失業防止や再就職の対策をお願いいたします。

また、不適切な運営を行う事業所への指導強化の対策を早急に講じてください。

(答)

- 令和6年度報酬改定では、就労継続支援A型事業所の質の確保・向上を図るため、従来より指定基準において求めていたことを報酬上厳格化し、生産活動収支が賃金総額を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合に厳しくする等の見直しを行いました。
- 就労継続支援A型の事業者が事業を廃止する場合、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者との連絡調整等を行うことが義務付けられており、指定権者である地方自治体に対しても、事業者に対する当該責務の徹底について、依頼しております。
- また、A型事業所の廃止や事業の縮小により解雇・雇止め等が生じる場合は、ハローワークが地方自治体と連携し、求職者の希望に応じた、きめ細かな再就職支援を行っており、引き続き離職を余儀なくされた方の円滑な再就職を支援してまいります。
- 加えて、自治体に対して、より重点的に運営指導を行うべきサービス類型や事業所を示すこと等により、自治体における運営指導・監査の強化を図ってまいります。

(障害保健福祉部障害福祉課)
(障害保健福祉部企画課監査指導室)
(職業安定局障害者雇用対策課)

3. 健康保険・厚生年金保険・介護保険の適用拡大について

2024年10月から、50名を超える事業所は短時間労働者にも社会保険適用の義務が生じました。また、2028年よりは事業所人数にかかわらず、週の労働時間が10時間以上の従業員に適用拡大される見込です。

これにより、社会保険料の事業所負担額が増加し、ますます就労支援会計の黒字経営をより難しくしていきます。

欧州のソーシャルファームのように、利用者の社会保険料の事業所負担免除や減額、又は社会保険料の補助等をご検討ください。

(答)

- 厚生労働省としては、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険の適用拡大に取り組むことが重要であると考え、これまでも中小企業に配慮した施策を実施しながら、段階的に企業規模要件の見直しを行ってまいりました。
- 更なる適用拡大に向けても配慮は必要であると考えており、施行時期や支援策等を検討しております。
- 具体的には、賃金要件の撤廃については、
 - ・最低賃金の引上げに伴い週所定労働時間20時間以上とする労働時間要件を満たせば(※1)、賃金要件を満たさ地域や事業所が増加していることを踏まえ、今後の最低賃金の引き上げ状況を見つつ撤廃し、
 - ・例えば障害により従事しようとする業務の遂行に直接著しい支障があるなど、最低賃金の減額の特例の対象となる方のうち、賃金が月額8.8万円未満の短時間労働者については任意加入(※2)とする方向で検討しております。
- また、企業規模要件については、労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方に中立的な制度を構築する観点から、丁寧な施行時期の検討を進めて撤廃する方向で検討を進めております。
- 社会保険料の事業主負担を軽減すべきとのご提案については、慎重な検討が必要であると考えますが、中小企業の経営にも配慮する観点から、これまでも、関係省庁と連携して、制度の周知や専門家の派遣、事業主への助成等を行っており、2023年10月には「年収の壁・支援強化パッケージ」もとりまとめたところです。その上で、今回の制度改正を踏まえて、どのような支援策を講ずるべきかについては、引き続き検討していきます。

- また、就労継続支援A型事業所に対する支援として、経営力強化に向けて販路開拓支援等を実施する「工賃向上計画支援等事業」を都道府県が行っているほか、令和6年度補正予算において、就労継続支援A型事業所の生産活動の経営改善等の支援を行う事業を盛り込んでおり、引き続き、必要な支援に努めてまいります。
 - なお、週の労働時間が10時間以上の従業員に適用拡大されるという箇所については、厚生年金保険、健康保険の適用拡大の労働時間要件（週所定労働時間20時間以上）は、見直さない方向で検討中でございます。
- (※1) 時給1016円で週所定労働時間20時間とする労働時間要件を満たした場合、賃金要件の基準である月額8.8万円を超えることになる。12都道府県の最低賃金が時給1016円を超えており、最も低い秋田県は951円である。
- (※2) 希望する場合に、事業主に申し出ることで任意に被用者保険に加入できる仕組みを設けることを検討

(年金局年金課)
(障害保健福祉部障害福祉課)
(保険局保険課)

4. 障害者優先調達推進法について

A型事業所は、就労支援会計で利用者にかかる賃金や経費を全て賄わなくてはなりません。重要なのは福祉的支援とビジネスの手腕が問われることです。障害福祉サービスの中でも最も難しい2つのことを行っている制度にもかかわらず、優先発注の制度の恩恵が届いておりません。

法は、地方自治体任せになっており、地方行政の対応は、民需圧迫になるからとか、最低賃金を支払っていないB型へ作業賃が安いからと言い、A型には優先調達の仕事が上手く回ってこないのが現状です。

最低賃金以上の支払を行い、たくさんの障害者の労働の権利をしっかりと守っているA型事業所にこそ、優先発注の恩恵に与かるべきと考えています。地方行政へ指導をお願いするとともに、また、韓国や台湾のように障害者施設に発注する目標値をしっかりと定めて、国及び自治体を守るような制度をご検討ください。

(答)

- 障害者優先調達推進法に基づき、各府省庁や自治体等においては、毎年度、調達方針を作成し、調達実績額が前年度を上回るよう目標を定めています。
令和5年度における優先調達の実績は、全体で約235億円、対前年度比6.1%増となり、着実に増加しています。
- 各自治体に係る調達方針については、各自治体の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて定めるものと規定されており、個々の調達については、各自治体において適切に判断すべきものと考えております。
- 厚生労働省としても、各自治体において、優先調達の推進に努めていただきたいと考えており、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置が講じられるよう、各自治体等の調達職員を対象に、「優先調達セミナー」を毎年6月に開催し、好事例等の周知を図るなど、引き続き、就労継続支援A型を含めた優先調達の更なる推進や、障害者の賃金・工賃の向上に取り組んでまいります。

(障害保健福祉部障害福祉課)